

おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）認証制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、仕事と育児が両立できる職場環境づくりや男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を県が認証し、社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の自主的な取組みの促進を図り、もって次代の社会を担う子どもの健全な育成及び労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、企業とは、県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う者をいう（国及び地方公共団体を除く）。

（認証基準）

第3条 知事は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている企業を認証する。

（申請）

第4条 前条の認証を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証申請書（様式第1号）により、知事に申請するものとする。

2 第6条第3項の認証期限が終了する企業のうち、認証期間の延長を希望する企業（以下「延長申請者」という。）は、次の一般事業主行動計画を策定し労働局に提出したうえで、「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証期間延長申請書（様式第2号）により、知事に申請するものとする。

（申請要件）

第5条 おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）に申請しようとする者が、次に該当する場合は、おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）に申請することができない。

（1）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（認証）

第6条 知事は、申請者及び延長申請者が、認証基準を満たすと認められる場合は、当該申請者及び延長申請者をおおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）として認証する。

2 知事は、前項の規定により認証した場合は、申請者及び延長申請者にその旨を通知して「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証書（様式第3号）を交付するとともに、認証した企業名、年月日等認証の概要について、広く周知を図るものとする。

3 認証の期間は、一般事業主行動計画の計画期間とする。

（変更の届出）

第7条 認証を受けた企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」変更届出書（様式第4号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

- （1）名称
- （2）代表者の氏名
- （3）住所

（認証の辞退）

第8条 認証を受けた企業は、認証基準を満たさなくなったとき又は認証継続の意思を失ったときは、速やかに「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」辞退届出書（様式第5号）により、知事に届け出なければならない。

（認証の取消し）

第9条 知事は、一般事業主行動計画の計画期間終了後、次の行動計画の届け出がなされていないなど、認証企業が認証基準を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他認証企業として適当でなくなったと認めるときは、「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」の認証を取り消すことができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年７月８日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和７年３月２８日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条第 1 項関係）

「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証申請書

大分県知事 殿

年 月 日

申請者 企業の名称

(ふりがな)
代表者の職・氏名

生年月日 年 月 日（男・女）

おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）認証制度要綱第 4 条第 1 項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

企業概要	所在地等	〒	
		電話	FAX
	業 種		
	従業員数	名（うち男性 名、女性 名）	
	HP アドレス	※県 HP で紹介する際のリンク先です	
	メールアドレス	※認証に係る連絡を行う際に使用します	
認証基準に係る事項	一般事業主行動計画の策定状況 (1)届出年月日 年 月 日 (2)一般事業主行動計画の計画期間 年 月 日 ～ 年 月 日		
	大分県及び委託事業者からの働き方改革等に関する情報配信について		
☐ 配信申請済 ☐ 希望する 上記と同じアドレスの場合は、ご記入の必要はありません。 (配信先アドレス：) ☐ 申請済のメールアドレスを変更する (変更前アドレス：) (変更後アドレス：) ☐ 希望しない			
「イクドリ！宣言」認証制度への登録について			
※「イクドリ！宣言」とは、男性の 2 週間以上の育休取得を推進する企業を九州地域戦略会議が認証する制度です。詳細は、HP 掲載のチラシをご覧ください。同意いただいた場合は、県で登録手続きを行います。			
☐ 同意する（支社・支店等も含む）、 ☐ 同意する（上記記載の企業のみ） ☐ 同意しない ☐ 登録済み			

申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

【添付書類】

- 一般事業主行動計画策定届の写し
- その他参考となる資料（会社の概要がわかるパンフレット等）

フリガナ
担当者氏名・部署名 ()

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

□ 1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

□ 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第2号（第4条第2項関係）

「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」認証期間延長申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 企業の名称
(ふりがな)
代表者の職・氏名

生年月日 年 月 日（男・女）

おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）認証制度要綱第4条第2項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

認証番号	
認証に係る事項	一般事業主行動計画の策定状況 (1) 届出年月日 年 月 日 (2) 一般事業主行動計画の計画期間 年 月 日～ 年 月 日
「イクドリ！宣言」 認証制度への登録に ついて	※「イクドリ！宣言」とは、男性の2週間以上の育休取得を推進する企業を九州地域戦略会議が 認証する制度です。詳細は、HP掲載のチラシをご覧ください。同意いただいた場合は、県で 登録手続きを行います。 ☐ 同意する（支社・支店等も含む）、 ☐ 同意する（上記記載の企業のみ） ☐ 同意しない ☐ 登録済み

申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

【添付書類】
○一般事業主行動計画策定届の写し

フリガナ 担当者氏名	
担当者部署名	
メールアドレス	
電話番号	
送付先住所	

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

□ 1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

□ 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」 認証書

企業の名称

所 在 地

おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）として認証します。

認 証 番 号	第				号
認証年月日	年	月	日		
認証期間	年	月	日～	年	月 日

大分県知事 印

様式第4号（第7条関係）

「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」変更届出書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

電話番号

おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）認証制度要綱第7条の規定により、下記のとおり届けます。

記

- 1 認証番号
- 2 認証年月日
- 3 変更内容

変更事項	変 更 前	変 更 後

備考1 「変更事項」の欄には、名称、代表者の氏名、住所の別を記載すること。
備考2 登記事項証明書等、変更事項を証明する書類を添付すること。

様式第 5 号（第 8 条関係）

「おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）」辞退届出書

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

住所
名称
代表者の氏名

電話番号

おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）認証制度要綱第 8 条の規定により、認証を辞退したいので、認証書を添えて下記のとおり届けます。

記

- 1 認証番号
- 2 認証年月日
- 3 辞退理由